

総合	基本目標	I 活力あるしまね
発展	政策名	2 自然が育む資源を活かした産業の振興
計画	施策名	1 売れる農林水産品・加工品づくり
事務事業名		用排水施設等整備事業

1 趣旨

- かんがい排水事業：農業用水の安定確保及び農地の排水条件改善を図るため、農業用排水施設の整備を行う。
- 基幹水利施設ストックマネジメント事業：基幹農業水利施設の機能保全対策を推進するため、機能診断や劣化状況調査を行うとともに、必要な対策工事を実施する。
- 団体営農業基盤整備促進事業：農業競争力の強化を図るため、地域の実情に応じたきめ細かな農業生産基盤の整備を支援する。
- 団体営農地耕作条件改善事業：農地中間管理機構と連携し、担い手への農地集積の推進や高収益作物への転換を図るための耕作条件の改善を支援する。
- 県単農地有効利用支援整備事業：耕作放棄地の発生を未然に防止するため、国庫補助事業の対象にならない簡易な基盤整備を支援する。

2 事業概要

基幹的な農業用排水施設の整備や補修。簡易な農業生産基盤の整備。

事業の種類	実施要件	負担率(%)※		
		国	県	他
かんがい排水事業	(農山漁村地域整備交付金事業) 【基幹水利施設整備型】受益面積200ha(畑は100ha)以上、かつ末端支配面積100ha(畑は20ha)以上。ほ場整備等の区画整理を含む事業に関連する地区等にあつては、受益面積及び末端支配面積60ha以上。 【排水対策特別型】降雨時に排水施設の能力不足により湛水が生じる水田、又は常時地下水位が高い水田の面積が50%以上であること。受益面積20ha以上、かつ末端支配面積5ha以上。	50	25	25
	(農業水利施設保全合理化事業) 受益面積の合計が概ね20ha以上。	(55) 50	(27.5) 27.5	(17.5) 22.5
基幹水利施設ストックマネジメント事業	(農山漁村地域整備交付金事業)(農業競争力強化基盤整備事業) 国営又は県営事業等により造成された農業水利施設であつて、施設機能の向上を主な目的としないもの。土地改良法施行令に基づくものは末端支配面積100ha(畑は20ha)以上。	50	25	25
団体営農業基盤整備促進事業	1地区あたりの事業費が2,000千円以上、受益者2者以上。 受益面積5ha以上。	(55) 50	(15) 10	(30) 40
	【地域内農地集積型】1地区あたりの事業費が2,000千円以上、受益者2者以上。農地中間管理事業の重点実施区域又は重点実施区域に指定される見込みの区域。 【高収益作物転換型】地域内農地集積型の要件にくわえて、受益のうち1/4以上を新たに高収益作物に転換すること。	(55) 50	(15) 10	(30) 40
県単農地有効利用支援整備事業	受益面積の合計が1地区あたり5ha未満。	—	50	50

※負担率の( )書きは6法指定地域。団体営農業基盤整備促進事業、団体営農地耕作条件改善事業では、定額助成もあり。

3 事業実施主体

県、市町村、土地改良区等

4 当初予算額

- ・かんがい排水事業 [3地区] : 124,768千円
- ・基幹水利施設ストックマネジメント事業 [2地区] : 33,465千円
- ・団体営農業基盤整備促進事業 : 153,394千円
- ・団体営農地耕作条件改善事業 : 57,083千円
- ・県単農地有効利用支援整備事業 : 24,000千円

総合	基本目標	I 活力あるしまね
発展	政策名	2 自然が育む資源を活かした産業の振興
計画	施策名	1 売れる農林水産品・加工品づくり
事務事業名		一般農道等整備事業

1 趣旨

農業を振興する地域において、幹線道路へつながる農道を整備することにより、農産物輸送の効率化を図り、農業生産性の向上を促進するとともに、併せて農村環境の改善に資する。

2 事業概要

農業の振興を図る地域における基幹的農道の新設又は改良等

事業の種類	実施要件	負担率(%)		
		国	県	他
基幹農道整備事業	(農山漁村地域整備交付金事業) ①受益面積概ね50ha(30ha)以上 ②総事業費1億円以上	50	40	10
一般農道整備事業	(農山漁村地域整備交付金事業) ①受益面積概ね30ha以上 ②総事業費5千万円以上	50	40	10
農道保全対策事業	(農山漁村地域整備交付金事業) ①受益面積合計50ha(30ha)以上 ②総事業費3千万円以上 ③農業農村整備事業で造成され農道として管理されているもの	50	25	25
	(地方創生道整備推進交付金事業) ①広域営農団地農道整備事業及び道整備交付金で造成され農道として管理されているもの ②受益面積合計50ha以上 ③総事業費3千万円以上	50	25	25
	(農村地域防災減災事業) ①農道施設周辺地域への影響が大きい重要な構造物で、防災受益面積が概ね400ha以上のもの	55	37	8
ふるさと農道整備事業(県単事業)	①県営農道に接続する路線は受益面積10ha以上 ②上記①以外のものにあつては受益面積50ha(30ha)以上	—	90 ※農道保全是75	10 ※農道保全是25

( ) : 過疎地域等

3 事業実施主体 県

4 当初予算額

I-2-1	基幹農道整備事業	(5地区)	:	374,850	千円
	一般農道整備事業	(7地区)	:	472,500	千円
	農道保全対策事業	(15地区)	:	781,200	千円
	ふるさと農道整備事業	(2地区)	:	241,200	千円

総合	基本目標	Ⅱ 安心して暮らせるしまね
発展	政策名	1 安全対策の推進
計画	施策名	7 災害に強い県土づくり
事務事業名		農村地域防災減災事業

1 趣旨

【地すべり対策事業】

島根県は全県域が特殊土壌地帯に指定されており、地すべり等防止法第3条に基づき指定された農地地すべり防止区域が254地域（平成29年3月現在）存在している。

本事業は、「地すべり防止区域」で防止工事を実施することにより、地すべり被害から農地や農業用施設などを守り、農業生産基盤の維持及び経営の安定を図ると共に、県土の保全と民生の安定に資するものである。

【農地地すべり防止施設長寿命化事業】

県が管理する地すべり防止施設の補修等を実施することにより、災害や事故発生の未然防止を図り、県土の保全と民生の安定に資するものである。

【ため池等整備事業】

地域住民の暮らしの安全を確保する観点から、地域の実情に即した老朽化した危険なため池や河川水門等の総合的な防災・減災対策を実施することにより、農業生産の維持、農業経営の安定及び地域住民の暮らしの安全の確保を図り、災害に強い農村づくりを推進する。

【県単ため池安全確保事業】

国補助事業の対象から外れるため池の応急整備、廃止を促進する。（団体営事業）

2 事業概要

事業種類	事業の内容	負担率 (%)		
		国	県	他
地すべり対策事業 防止工事 長寿命化工事 （国庫のみ） 長寿命化計画策定 （国庫のみ）	地表水排除工（承・排水路） 地下水排除工（水抜ボーリング、集水井） 斜面改良工（排土、押え盛土） 抑止工（抑止杭、アンカー）	国庫 50 県単 0	50 100	0 0
農地地すべり防止 施設長寿命化事業	地すべり防止施設の補修 （承・排水路、水抜ボーリング、集水井の補修）	0	100	0
ため池等整備事業	調査計画事業：ため池耐震・豪雨調査等 整備事業：ため池整備内地（大規模） "                  （小規模） "                  離島（小規模） 防災ダム整備 県営農業用河川工作物等応急対策 団体営          "                  （5千万以上） 団体営          "                  （5千万未満） 緊急防災体制整備促進事業（団） ※ため池の廃止（1千万まで）	100 55 55 60 55 55 55 55 100	0 32 30 31 39 37 42 32 0	0 13 15 9 6 8 3 13 0
県単ため池安全確保事業	ため池の老朽化部位の応急整備 堤防切下、廃止	0	67	33

3 事業実施主体 県・市町村

4 当初予算額

・地すべり対策事業（国庫補助事業分）・・・25地区：	656,822千円
（県単事業分）	104,000千円
・農地地すべり防止施設長寿命化事業 （県単事業分）・・・8地域：	52,000千円
・ため池等整備事業	992,148千円
・県単ため池安全確保事業	67,000千円

【農地整備課】

[その他事業]

総合 発展 計画	基本目標	I 活力あるしまね		
	政策名	2 自然が育む資源を活かした産業の振興		
	施策名	1 売れる農林水産品・加工品づくり		
事務事業名		当初予算額	事業概要	事業実施主体
国営事業完了地区等対策推進事業				
	干拓農地売渡促進への支援	17,021千円	しまね農業振興公社が干拓農地の売渡業務を行うために必要な人的・物的体制整備に係る経費や直接必要な経費及び未売渡地の維持管理費について助成する。	しまね農業振興公社
	国営事業完了地区等への支援	1,934千円	開発地や干拓地の営農・農地利用を促進するため「国営開発地及び干拓農地の有効活用プロジェクト」を通じた活動を展開する。	県
	特定中山間保全整備事業負担金	112,000千円	邑智西部区域特定中山間保全整備事業で実施された農林道・区画整理・客土・暗渠排水・農業用排水路等について負担する。	県・市町
	国営かんがい排水事業負担金	44,377千円	斐伊川沿岸地区国営農業用水再編対策事業（地域用水機能増進型）について負担する。	県・市
	淡水化代替水源対策助成金	124,578千円	宍道湖・中海淡水化に替わる農業用水確保対策を実施する事業に係る地元負担額軽減のため、関係市に交付金を交付する。	県
国営造成施設管理等事業				
	基幹水利施設管理事業	16,380千円	国から県・市町に管理委託された基幹水利施設について、適正に管理を行うため実施する。 受益面積：1,000(500)ha 畑は300(100)ha以上。 負担率：国30%、県30%、市外40% ( )：地盤沈下地帯	県・市
	国営造成施設管理体制整備促進事業（管理体制整備型）	40,228千円	国営造成施設（一体不可分な附帯県営造成施設を含む）を管理する土地改良区の管理体制整備を図るため実施する。 負担率：国50%、県25(10)%、市町25(40)% 負担率( )：強化支援事業高度化経費、同技術支援経費	【計画更新(策定)事業】 県 【推進活動事業】 県 【強化支援事業】 市町
	国営施設応急対策事業負担金	19,670千円	益田地区国営農地開発事業で造成された基幹的水利施設の漏水対策等について負担する。	県